

特許・商標チャレンジコンテスト

知的財産の活用による企業価値の向上

コンテストの概要

大分県では、知的財産の創出を促進し、産業競争力の強化を図るため、優秀な特許・商標案件を出願した中小企業等（スタートアップ、個人事業主を含む）を顕彰します。

つきましては、令和7年度の受賞候補を以下のとおり募集しますので、お知らせします。

I コンテストの応募

① 受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年2月6日（金）（必着）

② 提出書類（各8部提出）

特許	
① 応募用紙（別紙様式）	
② 出願書類の写し（明細書・図面も含む）	
③ 出願番号受領書の写し	
④ 明細書中で引用されている類似技術、先行技術等についての資料	
⑤ 応募時直近の決算報告書	
⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）	
商標	
① 応募用紙（別紙様式）	
② 出願書類の写し	
③ 商標登録証の写し	
④ 商標の活用実績が確認できる書類 (登録商標を使用した製品やサービスに係る販売契約書等を1事例)	
⑤ 応募時直近の決算報告書	
⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）	

③ 応募の方法

（1）郵送又は直接持参

※郵送の場合は、特定記録郵便やレターパックなど、追跡記録の残る郵送方法により発送してください。

（2）応募様式は、大分県ホームページからダウンロード可能。

④ 提出・問い合わせ先

〒 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 工業振興課 工業支援班 師井

TEL 097-506-3278

FAX 097-506-1753

E-mail a14130@pref.oita.lg.jp

⑤ 注意事項

- (1) 応募及び審査会に係る経費は応募者の負担です。
- (2) 応募いただいた書類は返却しません。
- (3) 被顕彰案件となった場合については、受賞企業名(個人事業主の場合は氏名)、受賞した知財案件の名称及び概要等について、県のホームページ等で公表することがあります。

II コンテストの概要

① 応募者の資格

- (1) 中小企業基本法第2条第1項の各号に該当する中小企業者(個人事業主を含む)のうち、県内に主たる事業所(個人事業主にあっては住所または主たる事業所)もしくは研究開発部門を有するもの

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
i 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (ii ~ iv を除く)	3億円以下	300人以下
ii 卸売業	1億円以下	100人以下
iii サービス業	5,000万円以下	100人以下
iv 小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有する特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号))に雇用された労働者が発明者に名を連ねる案件については、当該特例子会社による応募を認める。

- (2) 県内の大学、高専、短大、専門学校、高校

② 顕彰の対象となる案件

特許	商標
上記①に該当する応募者が、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに特許庁に出願完了した国内の特許案件であること。	上記①に該当する応募者が、令和5年1月1日から令和7年12月31日までに特許庁に登録完了した国内の商標案件のうち、活用実績を有するもの。 (※1, 2)

※1 対象案件を使用した製品やサービスが国内外において販売実績がある、ライセンス収入を得ている等。

※2 過去、当コンテストに応募した案件については対象外とする。

(注意)

- ・上記①に該当する応募者による応募は、特許及び商標それぞれ1者1件までとする。

- （応募内容は秘密厳守とするが、被顕彰案件となった場合、受賞企業名（個人事業主の場合は氏名）、受賞した知財案件の名称及び概要等については公表する。）
- ・大学や高専、公設試験研究機関等との共同出願案件も可。この場合、代表となる県内企業等が応募する。個人名での出願は原則不可とするが、①(1)の個人事業主及び①(2)による応募の場合はそれを認める。
 - ・本顕彰対象期間に拒絶査定を受けた特許案件は、顕彰の対象外とする。

③ 賞金及び被顕彰数

特許：1件あたり賞金20万円、被顕彰数3件以内

商標：1件あたり賞金5万円、被顕彰数4件以内

④ 顕彰式

顕彰式は令和8年3月に開催予定。

⑤ 審査基準

以下の観点から、総合的に審査します。

特許	商標
ア 出願特許の新規性・独創性	ア 登録商標の独創性・印象性
イ 企業化への実現可能性	イ 商品・サービスとの関連性
ウ 市場における発展性・将来性	ウ 市場における発展性・将来性

III 審査方法

① ヒアリング

応募のあった企業等に対して電話等による事前ヒアリングを行うことがあります。

② 審査会の実施

- （1）審査会は、応募内容等についてヒアリング形式で行います。
- （2）被顕彰案件は、審査結果に基づき2月～3月頃決定します。
※現地調査を実施する場合があります。
- （3）審査会時に配布を受けた資料は、審査会終了後、速やかに廃棄します。
- （4）審査委員は、主催者及び学識経験者で構成し、守秘義務を負った者とします。

IV 顕彰企業等の留意点

- ① 顕彰企業等は、本賞金を活用し、特許・商標出願にかかる審査請求等の費用に充当するなど、知的財産の権利化に向けた取組みに努めてください。
- ② 顕彰企業等には、進捗状況等の報告は必要ありませんが、県からヒアリングさせていただくことがあります。
- ③ 賞金は、原則口座払いです。応募企業（学校）あてに支払います。
- ④ この顕彰は、知的財産権の活用を促進するために実施するものであり、特許庁の審査に係するものではありません。
- ⑤ 表彰式には、原則、出席するようにしてください。

V 特許手続の流れ

